

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	参議院事務局所蔵「憲政資料」の構造解明と ISAD(G)を適用した目録作成の試み －アーカイブズ化のための基礎的作業として（下）－
著者 / 所属	川人 頭 / 庶務部文書課(企画調整室兼務)
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	449号
刊行日	2022-9-9
頁	160-179
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20220909.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

参議院事務局所蔵「憲政資料」の構造解明と ISAD(G)を適用した目録作成の試み

— アーカイブズ化のための基礎的作業として（下） —

川人 顕

(庶務部文書課 (企画調整室兼務))

はじめに

1. 「憲政資料」の成り立ちと現状

- (1) 参議院事務局所蔵「憲政資料」について
- (2) 「憲政資料」の例
- (3) 「憲政資料」としての管理の経緯
- (4) 参議院事務局の文書管理と「憲政資料」の位置付け
- (5) 小括

2. 「憲政資料」の来歴と喪失

- (1) 「憲政資料」の来歴等
- (2) 火災による議会関係資料の喪失
- (3) 太平洋戦争末期、貴族院から参議院への移行期における文書の扱い
- (4) 一部の貴族院の文書資料が発見に至らない理由について
- (5) 火災による官庁等の公文書の喪失（明治以降）
- (6) 小括（以上、前稿（本誌446号））

3. 貴族院、貴族院事務局の組織とその文書管理（以下、本稿）

- (1) 帝国議会と貴族院
- (2) 貴族院事務局
- (3) 貴族院事務局の文書管理
- (4) 小括

4. ISAD(G)を適用した「憲政資料」の目録作成の試み

- (1) アーカイブズの歴史と理論
- (2) 国際標準アーカイブズ記述（ISAD(G)）
- (3) ISAD(G)を適用した「憲政資料」の目録作成の試み
- (4) 小括

おわりに

3. 貴族院、貴族院事務局の組織とその文書管理

前章までの整理分析により、参議院事務局の所蔵する「憲政資料」¹は、貴族院及び貴族院事務局が組織として作成した文書を中核とする資料群であることを解明した。これを踏まえ、本章では、まず、貴族院及び貴族院事務局の概要について整理し、その上で貴族院事務局における文書管理（「憲政資料」を構成する文書の発生、整理、蓄積）について、整理分析する。ただし、管見の限り、貴族院事務局の文書管理の歴史を概観できる先行研究や資料は見当たらないことから、各種の文献等に資料の残る草創期に限定することとする。

（1）帝国議会と貴族院

明治維新については、「西洋文明の圏外に属していたひとつの国家が、西洋文明に由来する価値観や制度を受容し、その定着に大きな成果を収めて近代化を達成した。そのことが極めて希有な人類の歴史的経験であることは疑いの余地がない」²とされる。明治維新により、我が国の統治機構や社会は大きく変化した。一方、議会制度の本質を合議による意思決定とするならば、例えば、江戸幕府でも老中の合議による満場一致での決定が原則だったことなど、我が国においても、明治維新以前に遡る長い歴史がある³。1868（慶応4・明治元）年3月の五箇条の御誓文冒頭の「広く会議ヲ興シ万機公論ニ決スヘシ」⁴や、議会制度の導入も、我が国の歴史を踏まえたものであり、木に竹を接いだ性格のものではない。近代国家の形成と議会制度との関係は、世界史的にも非常に興味深い問題といえよう。

ア 貴族院と貴族院議員

1881（明治14）年10月12日、「明治23年ヲ期シ議員ヲ召シ国会ヲ開」く旨の国会開設の勅諭が発せられた。次いで、1889（明治22）年2月11日、大日本帝国憲法が發布され、翌1890（明治23）年11月29日、第1回帝国議会の開院式が行われた^{5, 6}。

¹ 本稿において、「憲政資料」とは、「貴族院事務局が保有していた文書資料等で、貴族院の廃止と参議院の創設に伴い、参議院事務局が引き継いだもの」を指し、約9千点で構成されている（書架延長約250m）。なお、一般名詞ではなく、特定の資料群を指すことから、「憲政資料」と括弧を付すこととする。

² 瀧井一博「はじめに」瀧井一博編『明治史講義【グローバル研究編】』（筑摩書房、2022年）10頁。なお、引用部分の原典は、国際シンポジウム「世界史のなかの明治／世界史にとっての明治」（国際日本文化研究センター主催、2018年12月）の趣意書であり、前掲書は、当該シンポジウムをもとに編まれたものである。

³ 上記の江戸幕府の例も含め、明治維新以前における我が国の合議による意思決定の歴史の概要については、久保田哲『帝国議会』（中央公論新社、2018年）14頁～15頁に、簡明な取りまとめがある。

⁴ 本稿において、引用文は原則として原文のままとするが、旧字は新字に、漢数字はアラビア数字に改めた。

⁵ 国民の議会開設への期待について、国文学者の沼波瓊音（ぬなみけいおん）氏の興味深い回顧がある。「明治17年18年19年となって、嘘のように思われた23年が本当に今に來ると確信せられる時代になってきた。その頃死ぬ人の少し文字のある人は、下駄屋の旦那も玩具屋の隠居も、その臨終の言葉に「国会の開けるのを見ずに死ぬのが残念だ」と云った。これが一人や二人や三人では無かった。（中略）私はこう云う話を実に頻々と聞いた」（御厨貴『日本の近代3 明治国家の完成』（中央公論新社、2001年）134頁）。なお、引用部分の原典（沼波瓊音『思い出の記 乳のぬくみ』（平和出版社、1915年）77頁～78頁）は、国立国会図書館ホームページで閲覧可能である。〈<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/904872>〉（2022.7.14 最終閲覧）

⁶ 第1回帝国議会の開院式の様子について、東京日日新聞（1890（明治23）年11月30日付）は「天皇陛下には、昨11月29日、帝国議会に親臨あらせたまひ、いと愛（めで）たく開会の盛典を挙げさせたまへり。11時頃、天皇陛下には、玉座に着かせたまへり。山県内閣総理大臣は進み出で、玉座の下に跪（ひざまづ）きて、勅語を認（したた）めたる1巻を捧呈す。陛下はこれを取らせたまひ、勅語を読み聞かせたまへり。伊藤貴族院議長は階下より進み出で、陛下は勅語の巻物を議長に授けたもう」旨を報じている（明治ニュース事典編纂委員会編『明治ニュース事典第4巻』（毎日コミュニケーションズ、1984年）455頁）。

なお、この勅語は、130年以上の時を経て「憲政資料」に現在も所蔵されており、保存状態も非常に良好である（前稿（本誌446号）86頁参照）。また、精巧な複製が、参議院の参観ロビーで公開されている。

しかし、大日本帝国憲法は、立法権及び帝国議会について「天皇ハ帝国議会ノ協賛ヲ以テ立法権ヲ行フ」(第5条)、「天皇ハ法律ヲ裁可シ」(第6条)と定め、「国の唯一の立法機関である」(日本国憲法第41条)国会とは、その位置付けは大きく異なっていた⁷。

また、貴族院については「帝国議会ハ貴族院衆議院ノ両院ヲ以テ成立ス」(第33条)、「貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス」(第34条)と定めている。これを受けて、貴族院令(1889(明治22)年2月11日公布、勅令第11号)は、議員の資格、定数、選任方法等を定めている(図表1参照)。

【図表1】貴族院議員の構成(第59回帝国議会⁸(1930(昭和5)年12月召集))

議員 ⁹		資格、選任方法	任期	歳費	人数
皇族議員		全員(成年者)	終身	なし	17名
華族議員	公爵議員	全員(30歳以上の有爵者)	終身	なし	14名
	侯爵議員				29名
	伯爵議員	選挙 ¹⁰ (成年の有爵者が、30歳以上の同爵者を選挙)	7年	あり	18名
	子爵議員				66名
	男爵議員				64名
勅任議員	勅選議員	勅任(国家に勲労又は学識ある30歳以上の男子)	終身	あり	123名
	帝国学士院会員議員	互選者を勅任(30歳以上の男子の帝国学士院会員が互選)	7年	あり	4名
	多額納税者議員	互選者を勅任(30歳以上の男子の多額納税者が道府県ごとに互選)	7年	あり	65名
(参考)昭和20年追加	朝鮮・台湾在住者議員	勅任(名望ある30歳以上の男子)	7年	あり	10名

(出所) 後掲注12『議会制度百年史 議会制度編』27頁～31頁、82頁(男爵議員2名、多額納税者議員1名は欠員中)、後掲注13『議会制度百年史 院内会派編 貴族院参議院の部』243頁より、筆者作成

なお、貴族院は、衆議院や内閣に対する強い独立性を有しており、これは、勅令である貴族院令の改正に貴族院の議決を要すること(貴族院令第13条)、解散がないこと、

⁷ ただし、1900(明治33)年の立憲政友会の結成(伊藤博文総裁)、1918(大正7)年の初の本格的政党内閣の成立(原敬内閣(立憲政友会))、いわゆる憲政の常道による二大政党間の政権交代(1924(大正13)年(加藤高明内閣(いわゆる護憲3派(憲政会、立憲政友会、革新倶楽部)))から、1932(昭和7)年(犬養毅内閣(立憲政友会))の間)等、徐々に議会の政党化、政治的民主化が進行したことは周知のとおりである。

一方で、帝国議会の貴衆両院議長は、内閣総理大臣と比較して、著しく低いものであった。具体的には、宮中席次(宮中の儀式に参列する場合の席次)を定めた皇室儀制令(大正15年皇室令第7号)では、内閣総理大臣が席次第2、貴衆両院議長は席次第12であった(親任官である大審院長は席次第11。なお、席次第1は大勲位であった)(百瀬孝『事典昭和戦前期の日本』(吉川弘文館、1989年)93頁、248頁～249頁)。

⁸ 構成(議員資格、議員数等)には変遷があるが、ここでは図表2と同様、政党内閣期のものを示しておく。

⁹ その特色等は、内藤一成『貴族院』(同成社、2008年)15頁～17頁に整理されている。①皇族議員(皇太子・皇太孫、一般皇族で、議会には出席しない例)、②公爵侯爵議員(旧大大名・高格公家等で、貴族院政治家として活躍した人物も少なくない)、③伯爵子爵男爵議員(人数が多く、その動向が貴族院全体に強い影響を与えた)、④勅選議員(官僚出身者が多く、院内の議論の中心的役割を担った)、⑤帝国学士院会員議員(高名な学者であるため、貴族院の声望や議論の質を高めた)、⑥多額納税者議員(各地の有力者だが、院内での勢力は微弱であった)、⑦朝鮮・台湾在住者議員(朝鮮から7名、台湾から3名を勅任した)。

¹⁰ 投票方法が、定数と同数の候補者名を連記する完全連記制(貴族院伯爵子爵男爵議員選挙規則第10条)であるため、多数派に著しく有利な制度であった。なお、伯爵子爵男爵議員の「選挙」を「互選」とする表記もあるが、互選とは選挙人と被選挙人の資格が同一の場合に用いられる用語であり、厳密には「選挙」である(小林和幸「貴族院の華族と勅任議員」小林和幸編『明治史講義【テーマ編】』(筑摩書房、2018年)237頁)。

公侯爵議員や勅選議員は終身であること等を背景としていた（同第3条、第5条）¹¹。

イ 貴族院の会派

貴族院では、議員は「政党」には所属しないことが原則だったが（いわゆる非政党主義）、貴族院の創設当初から研究会、三曜会等の「会派」は存在していた¹²。なお、第42回帝国議会（1919（大正8）年12月召集）まで、会派は所属議員を公表しなかったが¹³、第43回帝国議会（1920（大正9）年6月召集）における会派別控室の設置以降は、貴族院彙報（いほう、現参議院公報に相当）に、会派控室と所属議員名が掲載されている¹⁴。

【図表2】貴族院の会派構成（第59回帝国議会¹⁵、（1930（昭和5）年12月召集））

会派名	議員数	控室	会派の特徴、所属議員の例
研究会 ¹⁶	149名	第3～5	・子爵議員が中心（1891（明治24）年発足） ・立憲政友会との関係が深い（原敬内閣 ¹⁷ 当時等） ・子爵大河内輝耕君、伯爵小笠原長幹君、鈴木喜三郎君
公正会 ¹⁸	66名	第6・7	・男爵議員が中心（1919（大正8）年発足） ・男爵郷誠之助君、松村義一君、男爵阪谷芳郎君
交友倶楽部	42名	第1	・立憲政友会系（1912（大正元）年発足） ・男爵山本達雄君、男爵北里柴三郎君、水野鍊太郎君
同和会	34名	第10	・立憲民政党系（1928（昭和3）年発足） ・若槻礼次郎君、嘉納治五郎君、男爵幣原喜重郎君
同成会	27名	第9	・立憲民政党系（1919（大正8）年発足） ・井上準之助君、伊沢多喜男君、江木翼君
火曜会	27名	第2	・公爵、侯爵議員で構成（1927（昭和2）年発足） ・公爵伊藤博邦君、公爵近衛文麿君、侯爵木戸幸一君
各派に属しない議員	55名	第8	・皇族議員 ・新渡戸稲造君、松本丞治君、公爵西園寺公望君
合計	400名	—	—

（出所）前掲注13『議会制度百年史 院内会派編 貴族院参議院の部』74頁～75頁、第59回帝国議会貴族院彙報第1号1頁～5頁、国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』（吉川弘文館、1989年）より、筆者作成

¹¹ 小林和幸氏は、（貴族院令の改正要件等は）「貴族院に、内閣の変転や政党の消長に関わりなく恒久的保守的性格を持たせ、公正慎重な議決を行いうるようになるものであった。その結果として、貴族院は、強固な独立性を有する強力な議事機関となった。貴族院は、衆議院を掣肘し得るだけでなく政府の死命を決し得る存在でもあった」旨を指摘している（前掲注10『貴族院の華族と勅任議員』240頁～241頁）。

¹² 衆議院・参議院編『議会制度百年史 議会制度編』（衆議院・参議院、1990年）87頁。なお、「政党」とは、「政治について同じ意見をもつ人たちが、その意見を実現するためにつくる団体」をいい、「会派」とは、「議院内で活動を共にしようとする議員のグループ」をいう（詳細は、参議院ホームページを参照されたい）。
<https://www.sangiin.go.jp/japanese/goiken_gositumon/faq/a09.html>（2022.7.14最終閲覧）

¹³ 衆議院・参議院編『議会制度百年史 院内会派編 貴族院参議院の部』（衆議院・参議院、1990年）1頁

¹⁴ 貴族院先例16は、「議員控室ハ第43回議會ニ於テ初メテ之ヲ設ケタリ。是ヨリ前各派交渉委員ヨリ各派別ニ依ル議員ノ控室ヲ設クル件ニ付議長ニ申出アリ。協議ノ結果之ヲ設クルニ決シ、（中略）其ノ各派ノ控室及其ノ各室ニ属スル議員氏名ヲ第43回議會召集日即チ大正9年6月27日貴族院彙報第1号ニ掲載シテ各議員ニ通知セリ（以下略）」とする（貴族院事務局編『貴族院先例録』（貴族院事務局、1939年）。なお、本会議場では会派別でなく、最前列（議場から見て）右端から、①皇族議員、②有爵議員（爵位等の順）、③爵位のない議員（年齢順）の順に着席した（同先例4、議員席次ニ関スル内規（1929（昭和4）年11月12日議長決定））。

¹⁵ 衆議院は、立憲民政党267名、立憲政友会171名、第1控室19名、無所属3名、欠員6の計466名である。

¹⁶ 研究書に、水野勝邦『貴族院会派<研究会>史（明治大正編）・（昭和編）』（復刻版、芙蓉書房出版、2019年）がある。なお、今津敏晃氏は、昭和編中の解説において、近年の研究の成果をも踏まえつつ、同書の記述から戦時期・戦後期の貴族院像を簡明に描き、また、同時代人の証言録である同書の重要性を指摘している。

¹⁷ 原敬内閣による衆議院の立憲政友会と貴族院の研究会等の提携は「両院縦断」と称された。ただし、議会開設以来の貴族院と衆議院との相互のチェック機能の低下による権力の乱用や政府権力の肥大化を危惧する観点から、世論は必ずしも歓迎しなかったとされる（清水唯一朗『原敬』（中央公論新社、2021年）264頁）。

¹⁸ 研究書に、昭和会館伝統文化研究会編『貴族院の会派 公正会史』（一般社団法人昭和会館、2018年）がある。

【補論】貴族院研究の歴史

小林和幸氏の整理¹⁹に基づき、貴族院研究の歴史について略述しておきたい。

かつての日本近代史研究の通説では、帝国議会は、立憲制の本質を伴わない「外見的立憲制」であり、貴族院は立憲政治を担う存在ではなく、むしろ阻害要因とされていた。

その後、坂野潤治氏や佐々木隆氏の研究により、貴族院の存在意義が問い直され、水野勝邦氏の会派「研究会」の研究により、実証的な貴族院像が示された。また、小林和幸氏が、初期の貴族院での、政府や政党から独立した「自立」的な立場と、藩閥政府に融和的な「自制」的な立場との対抗を指摘した。さらに、内藤一成氏が貴族院の通史を著し、西尾林太郎氏は明治末期から大正期の貴族院と内閣の関係を明らかにした。近年では、原口大輔氏が貴族院議長の立場から見た二院制議会を論じるなど、研究が進展しつつある^{20,21}。

(2) 貴族院事務局

ア 職員

1889（明治22）年2月11日、大日本帝国憲法とともに公布された議院法（明治22年法律第2号）の規定により、貴族院事務局が発足し、議長の下に書記官長、書記官及びその他の職員が置かれた（第16条、第17条）²²。次いで、1890（明治23）年7月11日、貴族院事務局官制（明治23年勅令第121号）が公布され、職員定員は、書記官長1名、書記官10名、試補2名、属20名の合計33名とされた（第1条）²³。なお、書記官長以下事務局の職員は、職務上は議長の指揮監督を受けるが、身分上は政府が任免する官吏であった²⁴。

また、書記官は貴族院事務局以外の機関への異動や書記官長への昇任まで、一つの課

¹⁹ 小林和幸「帝国議会史研究」小林和幸編『明治史研究の最前線』（筑摩書房、2020年）115頁～133頁

²⁰ 上記で紹介した各研究者の著書は、以下のとおりである。

①坂野潤治『明治憲法体制の確立』（東京大学出版会、1971年）、②佐々木隆『藩閥政府と立憲政治』（吉川弘文館、1992年）、③水野勝邦『貴族院の会派研究会史』（社団法人尚友倶楽部、1980年）（前掲注16の旧版）、④小林和幸『明治立憲政治と貴族院』（吉川弘文館、2002年）、⑤西尾林太郎『大正デモクラシーの時代と貴族院』（成文堂、2005年）、⑥前掲注9、内藤一成『貴族院』、⑦原口大輔『貴族院議長・徳川家達と明治立憲制』（吉田書店、2018年）。なお、⑦においては、管見の限りでは、ほとんど先行研究のない、明治大正期の貴族院事務局の組織構成の特徴等についても、整理分析がなされている。

²¹ 研究の成果として、例えば、予算委員会では国政全般に関する質疑が多いことについて、村瀬信一氏の『帝国議会改革論』（吉川弘文館、1997年）の81頁～83頁は、第21回帝国議会（1901（明治34）年12月召集）以降に定着したとして、会議録を引用し、また、田川大吉郎元衆議院議員（明治末から昭和戦前・戦中期に在職）の「近年は予算委員会で国政の大体論が繰り返されるが、この傾向は大石正巳君（筆者注：明治後半期に在職した衆議院議員）が開いた。大石君は『予算は、一々数字に拘泥するのではなく、国政の全般にわたって大所高所から考えるべき』とし、多くの人が唱和した」旨の回顧談を紹介している。なお、引用部分の原典は、「田川大吉郎談話筆記」（国立国会図書館憲政資料室所蔵『憲政史編纂会収集文書』755、1941（昭和16）年談話）である。

また、貴族院でも、委員会先例107は「第22回議院予算委員会（明治39年2月15日）ニ於テ（中略）委員長ハ子爵谷干城君ニ対シ大体ノ政務ニ亘（わた）リテ質疑ヲ許可セリ。爾来予算委員会ニ於ケル質疑ノ範囲ハ必ズシモ予算案ノ款項ニ限定セラレズ廣ク各般ノ政務ニ亘ルコトヲ得ルノ例ト成レリ（以下略）」としている（貴族院事務局編『貴族院委員会先例録』（貴族院事務局、1935年））。なお、同先例録は、国立国会図書館ホームページで閲覧可能である。〈<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1458934>〉（2022.8.9最終閲覧）

²² 衆議院・参議院編『議会制度百年史 資料編』（衆議院・参議院、1990年）379頁～380頁

²³ 「試補」は、本官への任命前に事務の見習いをする者を、また、「属」は、各省大臣等の行政官庁の長に任命され庶務に従事する者をいう（日本大辞典刊行会編『日本国語大辞典』（小学館、1974年））。なお、職員数は徐々に増加し、1942（昭和17）年以降は合計111名であった（前掲注22『議会制度百年史 資料編』380頁）。

²⁴ 前掲注22『議会制度百年史 資料編』380頁

に在籍することが多く、また、草創期の事務局では、議事課に多くの書記官・属が配置され、その他の課は、課長（基本的に書記官）以外の属以下の職員中心に運営された²⁵。

イ 組織

1890（明治23）年11月10日、貴族院事務局章程²⁶が創定され、議事課、庶務課、会計課、速記課、編纂（へんさん）課の設置と、その所掌事務が定められた²⁷。編纂課の廃止（1899（明治32）年、第2次改正）等、その後の変遷については、図表3を参照されたい²⁸。

【図表3】貴族院事務局に置かれた課の変遷²⁹

章程等の改正	課等の名称（丸数字は、課部の建制順を示す）									
創定(明23)	①議事	②庶務	③会計	④速記	⑤編纂					
第1次(明24)	①議事	②庶務	⑤会計	④速記	③編纂	⑥守衛部				
第2次(明32)	①議事	②庶務								
第3次(明35)	①議事	④庶務		③速記			②委員			
第4次(大2)	①議事	③庶務					②委員			
第5次(大7)	①議事	④庶務		③速記			②委員			
第6次(昭12)	①議事	④庶務		③速記		⑥警務	②委員	⑤調査		
第8次(昭17)	①議事	④庶務		③速記		⑤警務	②委員	⑥調査部		
(参考)参議院事務局の部等 ³⁰	①議事	⑤庶務		③記録		④警務	②委員	⑧調査室	⑥管理	⑦国際

（出所）前掲注22『議会制度百年史 資料編』389頁～390頁より、筆者作成（後掲注40参照）

（3）貴族院事務局の文書管理

本節では、貴族院事務局の文書管理（「憲政資料」を構成する文書の発生、整理、蓄積）の実態解明を目的に、文書管理の中心的な役割を担った庶務課と編纂課の事務について、主に「憲政資料」所蔵の「貴族院事務局史」³¹を用いて、整理分析する。なお、「貴族院事務局史」刊行後の文書管理については、現状では「憲政資料」には資料が見当たらない。

ア 庶務課

（ア）所掌事務、組織

²⁵ 前掲注20『貴族院議長・徳川家達と明治立憲制』125頁、129頁

²⁶ 創設当初の貴族院事務局の諸規程は、貴族院事務局編『貴族院事務局史』（貴族院事務局、1898年）、国立国会図書館所蔵の内閣記録局編『法規分類大全第2編』（内閣記録局、1892年）に掲載されており、後者は同館ホームページで閲覧可能である。〈<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/994246>〉（2022.7.14最終閲覧）

²⁷ 前掲注26『貴族院事務局史』18頁。各課の所掌事務は、議事課（議事録に関する事項等5項目）、会計課（出納及び用度に関する事項等3項目）、速記課（議院の会議及び全院委員会議の速記に関する事項）である。なお、庶務課（7項目）、編纂課（2項目）については、次節で詳述する。

²⁸ 貴族院は秘書課を置かず、議長付書記官が議長の公的秘書の役割を担った。なお、衆議院は1900（明治33）年に秘書課を設置している（前掲注20『貴族院議長・徳川家達と明治立憲制』124頁～125頁、129頁）。

²⁹ 第7次、第9次～第11次の改正は、課の所掌事務のみを改正内容とするため、表からは省略している。

³⁰ 2022（令和4）年8月1日現在、他に秘書課、憲法審査会事務局、情報監視審査会事務局が置かれている。

³¹ 前掲注26『貴族院事務局史』。同書冒頭の緒言は「本史編纂ノ目的ハ専ラ事務局内部ノ組織、慣例等ノ沿革ヲ詳記シ以テ既往ノ歴史ヲ察シ将来ノ参考ト為スヲ目的トスルモノナレハ努メテ百般ノ事項ヲ網羅セリ（中略）庶務ノ実況等ノ如キハ概ネ職員ノ記憶ニ存スルモノヲ蒐（あつ）メ以テ輯録（しゅうろく）シタリ」としている。同書は950頁を超える大著で、「貴族院事務局内の各種規程やその運用例が細かく紹介され、実質的には先例集となっている」との指摘がある（前掲注20『貴族院議長・徳川家達と明治立憲制』145頁）。

貴族院事務局章程により、庶務課は「文書ノ發送、接受ニ関スル事項」等の合計7項目の事務を所掌し（第3条）、また、庶務課処務細則（1890（明治23）年10月創定）により、課内に3科が設けられ、第3科が文書の發送接受を担当していた（第2条）³²。

（イ）文書の接受發送の具体的な事務

庶務課処務細則（1891（明治24）年の一部改正後）は、以下を定めている。

①「凡（およ）ソ到来文書ハ主務者ニ於テ之ヲ開封シ文書接受簿ニ記入ノ上課長ノ検印ヲ經テ之ヲ処理スヘシ」（第13条）

②「凡ソ發送文書³³ハ文書發送簿ニ件名ヲ記入シ發送ノ手續ヲ為スヘシ」（第14条）

また、「貴族院事務局史」は、事務の変遷について「文書ノ發送及接受ニ関スル取扱手續ハ第1回議會以来時ニ或ハ変更ナキニシモ非スト雖（いえども）其ノ大体ニ至リテハ終始大差アルコト無シ」³⁴としていることに、ここで留意しておきたい。

（ウ）文書の接受發送の件数

「第1期³⁵帝国議會貴族院事務局諸課報告」³⁶によれば、以下のとおりである。

①接受 3,135件（各課の合計。うち庶務課分が2,290件で、全体の73.0%）

②發送 7,455件（各課の合計。うち議事課分が4,528件で、全体の60.7%）

イ 編纂課

（ア）所掌事務、組織

貴族院事務局章程により、編纂課は「文書ノ編纂ニ関スル事項」及び「文庫ノ管理、図書ノ出納ニ関スル事項」を所掌した³⁷。また、編纂課処務細則（1890（明治23）年10月創定）により3掛が設けられ、編輯（へんしゅう）掛が、文書の蒐集（しゅうしゅう）・保存を担当した³⁸。なお、編纂課は1899（明治32）年に廃止され³⁹、公文書の保管事務は

³² 前掲注26『貴族院事務局史』204頁～208頁。なお、翌年の同細則改正により、第2科の担当となった。

³³ 議案や公文の作成・提出に当たっては、「議案及文書提出文例」、「議院公文例」によった（いずれも、1891（明治24）年12月創定）（前掲注26『貴族院事務局史』123頁～157頁）。

³⁴ 前掲注26『貴族院事務局史』244頁

³⁵ 議会回次は、当初、第1「期」、第2「期」と称していた。貴族院先例19「会期ノ称呼」は、「議會ノ会期ハ第2回議會迄ハ第1期第2期ト称セシモ、第3議會以来ハ（中略）総テ開会ノ回数ヲ追ヒ第何回議會ト称スルコトナレリ」としている。また、変更の経緯について、1892（明治25）年3月25日、両院書記官長は連署して、内閣総理大臣に対して「今後は『第1回』、『第2回』等としたい」旨の「何書」を提出し、同年4月26日、総理大臣から「何ノ通り」との「指令」があったことを記載している（前掲注14『貴族院先例録』）。

³⁶ 貴族院事務局編『第1期帝国議會貴族院事務局諸課報告』（貴族院事務局、1891年）。本文の接受發送の件数は、1891（明治24）年1月1日～3月15日の例である（182頁～183頁）。

ちなみに、同報告を「憲政資料」は所蔵していないが、国立国会図書館ホームページで閲覧可能である。
<<https://dl.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/783953>>（2022.7.14最終閲覧）

なお、ここで、貴族院事務局作成の「事務局報告」、「同附録」、「諸課報告」の掲載事項等を整理しておく。

名 称	掲 載 事 項	発行回次	備 考
貴族院事務局報告	召集等議事に関する重大な事項	1回～85回	参議院創設後は刊行せず
貴族院事務局報告附録	事務局の組織、諸例規等	1回、2回	事務局報告に統合
貴族院事務局諸課報告	各課の事務成績、統計諸表類	1回のみ	同上

（出所）前掲注26『貴族院事務局史』180頁等により、筆者作成

³⁷ 前掲注26『貴族院事務局史』20頁。なお、貴族院事務局報告の編纂は、第1回、第2回は編纂課が担当したが、内容の大部分が議事課の所掌事務であるため、第3回以降は議事課が担当した（同史180頁、565頁）。

³⁸ 前掲注26『貴族院事務局史』501頁～502頁

³⁹ 編纂課の廃止は、内閣の公文書管理体制の変更との関連性が強く推測される。明治初期の文書管理について、渡邊佳子『近代日本の統治機構とアーカイブズ』（樹村房、2021年）は、①明治政府には、維新の偉業を伝え

庶務課に移管されている⁴⁰。

(イ) 文書保存規程（文書の分類と保存期間）

編纂課の文書保存規程（1890（明治23）年10月創定）⁴¹は、以下を定めている。

- ①「本院ノ諸公文書ハ編纂課ニ収集シ之ヲ保存ス」（第1条）
- ②「諸公文書ハ各類ヲ分チ第1第2第3ノ3類ニ分チテ之ヲ編入保存ス」（第2条）
- ③第1類は「永ク本院ノ徴証ニ備ヘ若ハ本院沿革ノ資料トナルヘキモノ」（第3条）
- ④第2類は「第1類ニ次キ事ノ重要ナルモノ」（第4条）
- ⑤第3類は「一時ノ用ニ供セルモノ」（第5条）
- ⑥「第1類ハ無期、第2類ハ10年、第3類ハ1年乃至5年間保存ス」（第6条）

(ウ) 文書保存に関する具体的な事務

編纂課の文書保存取扱順序（1890（明治23）年10月創定）⁴²は、以下を定めている。

- ①「各課ヨリ結了諸公文書ヲ受領スルトキハ番号、件銘、紙数、受領年月日ヲ件銘録ニ登記シ主任者捺印スヘシ但件銘録ハ各課各別ニ製スヘシ」（第2条）
- ②各課の結了諸公文書を編入する「仮綴（へんてつ）簿ハ厚サ凡ソ1寸5分⁴³ニ至ルトキハ仮綴ヲ為シ該年ノ終リニ之ヲ正装スヘシ」（第6条）
- ③「第3類ノ諸公文書ハ目録ヲ付セス其表紙ニ何年分何課何書類ト記シ保存スヘシ」（第7条）

また、「貴族院事務局史」は、文書保存の事務例について、以下を記載している⁴⁴。

- ①「帝国議会ノ開会及閉会ニ関スル勅語ヲ庶務課捧送シ来ルトキハ勅語目録ニ之ヲ登記シ最モ慎重ニ包封シタル上勅語函ニ納置シテ之ヲ保管ス」
- ②各課の公文書は「文庫⁴⁵中各課公文書ノ函架ニ就キ一定ノ位置ヲ設ケテ之ヲ蔵置保管スルモノトス」

ウ 各課における保存期間別の公文書の件数

「第1期帝国議会貴族院事務局諸課報告」によれば、以下のとおりである⁴⁶。

- ①庶務課（第1類238件、第2類31件、第3類4件）
- ②議事課（第1類31件、第2類29件、第3類なし）
- ③編纂課（第1類11件、第2類39件、第3類なし）

歴史的な沿革を残し、統治の正当性の根拠を残す意図があった。②①を背景に、各省官制通則（明治19年勅令第2号）では、各省の文書管理に統一的な基準を定めた（文書の保存を担う記録課等の必置等）。③内閣官制の制定の際、同通則は改正され（明治23年勅令第50号）、統一的基準は削除、記録課等は必置でなくなり、文書の編纂保存というアーカイブ的側面が弱まった旨、整理している（同書142頁、160頁、325頁～328頁）。

⁴⁰ 1899（明治32）年に貴族院事務局章程が貴族院事務局分課規程に改められた際、編纂課が廃止され、庶務課の所掌事務に「公文書類（中略）ノ出納保管ニ関スル事項」等が規定された（前々頁の図表3参照）。なお、上記の改正規程は、「憲政資料」には見当たらないが、国立公文書館ホームページのデジタルアーカイブにおいて、「公文雑纂 明治32年 第28巻」中の「貴族院事務局章程ヲ廃シ分課規程ヲ定ムルノ件」として閲覧可能である（<https://www.digital.archives.go.jp/>）（2022.8.28最終閲覧）。

⁴¹ 前掲注26『貴族院事務局史』502頁～509頁（1891（明治24）年7月改定後の規程も含む）

⁴² 前掲注26『貴族院事務局史』509頁

⁴³ 1寸5分は、約4.5センチメートル。

⁴⁴ 前掲注26『貴族院事務局史』596頁～599頁

⁴⁵ 前掲注26『貴族院事務局史』364頁の次に挟まれた図面で、庶務課・編纂課の前に「文庫」が確認できる。

⁴⁶ 前掲注36『第1期帝国議会貴族院事務局諸課報告』231頁～323頁。なお、会計課、速記課の記載はない。

また、上記を類型別に集計すると、全文書383件のうち、第1類が約4分の3を占める。

・第1類3課合計で280件（73.1%） 第2類99件（25.8%） 第3類4件（1%）

エ 文書の保存期間と当該文書の「憲政資料」中の所蔵状況

文書保存規程（1891（明治24）年7月改定）に規定される文書について、「憲政資料」での所蔵状況を確認したところ（図表4参照）、以下の3点が判明した。

- ①第1類（無期保存）の資料は、多くが「憲政資料」に現存していること（ただし、勅語等一部を除いて、1925（大正14）年の議事堂火災以後のものに限る）
- ②①のうち、多くが「憲政資料」中の「議事ニ関スル文書」（議決原本）に編綴され、それとは別に、議事録・委員会会議録等が保管されていること
- ③有期保存の第2類及び第3類の文書は現存しない可能性が高いこと（ただし、現状では個々の簿冊はほぼ未調査であるため、目録の件名から判断したものも多い）

【図表4】文書の保存期間と当該文書の「憲政資料」中の所蔵状況

○第1類 無期保存（文書保存規程第6条）	
「永ク本院ノ徴証ニ備ヘ若ハ本院沿革ノ資料トナルヘキモノ」（第3条）	
【概ね現存】	
①「議事ニ関スル文書」に編綴	各議案、上奏及建議案、特別委員会報告書類、常任委員会報告書類、議事日程、動議案、議員辞表及請暇願書
②上記とは別に保管	議事録、特別委員会会議録、常任委員会会議録
【一部現存】 議長及書記官長名宛ヲ以テスル各官庁ノ来書、議長及書記官長決裁ノ文書案、書記官長ノ命ヲ稟（う）ケテ決裁セン各課長ノ文書案、前各項ニ準スヘキ重要ノ文書 ※一部を「庶務課主管文書」に編綴	
【不明】 発言通告表、内閣ノ特達及裁令	
○第2類 10年保存（第6条） 「第一類二次キ事ノ重要ナルモノ」（第4条）	
【現存しない可能性が高い】 議員諸届書類、前各項ニ準スヘキ重要ノ文書	
○第3類 1年ないし5年保存（第6条） 「一時ノ用ニ供セルモノ」（第5条）	
【現存しない可能性が高い】 職員諸届書及請書ノ類、出勤簿宿直簿ノ類、通付録及日誌ノ類、前各項ニ準スヘキ雑文書	

（出所）筆者作成（文書保存規程は、1891（明治24）年7月改定のもの（前掲注41参照））

オ 「貴族院事務局史」により明らかになったその他の事項

- ①「議事ニ関スル文書」（いわゆる議決原本）は、毎議会閉会后、議事課から編纂課に移管されたこと。また、編綴する文書は例示されていたこと⁴⁷
- ②議事録、委員会会議録も、毎議会閉会后、議事課から編纂課に移管されたこと⁴⁸

⁴⁷ 「議事ニ関スル文書」について、前掲注26『貴族院事務局史』（158頁～161頁）は、「（前略）議案及議事ニ関スル文書ハ常ニ正本ノ外ニ副本各1通ヲ作り置き毎会期ノ終ニ於テ之ヲ分類編綴シ正本ハ編纂課ニ送付シ本院重要ノ記録トシテ保存シ副本ハ本課（筆者注：議事課）ニ保存セリ」としている。

⁴⁸ 議事録は「閉会后正本ハ編纂課ニ送付シ副本ハ本課（筆者注：議事課）に保管（以下略）」され、委員会会議録も同様であった（前掲注26『貴族院事務局史』120頁、186～187頁）。

(4) 小括

本章では、貴族院及び貴族院事務局の概要について整理した上で、同事務局における文書管理（「憲政資料」を構成する文書の発生、整理、蓄積）について、整理分析を行った。それらを総合すると、「憲政資料」について、以下の3点を指摘することができる。

ア 「憲政資料」の分類（一部、前稿第1章での整理を含む）

「憲政資料」は、以下の三つの観点から分類することができる。

- ①機能 議会運営に関する資料、事務局の事務用資料、その他の資料
- ②組織 議事課、庶務課等、貴族院の各課により作成保管された資料
- ③文書保存規程 第1類の文書（無期保存）、第2類及び第3類の文書（有期保存）

イ 現存する「憲政資料」の特徴

上記の観点から「憲政資料」を整理分析したところ、以下の特徴が判明した。

- ①「憲政資料」として現存する資料は、多くが1925（大正14）年の議事堂火災後の資料であるが、図表4のように、編纂課の文書保存規程（1891（明治24）年改定）に規定する第1類の文書（多くが議事課、庶務課の文書）が多数現存する一方で、有期保存の第2類及び第3類の文書は現存しない可能性が高いこと
- ②第1類の資料は、貴族院発足当初から永久保存の価値があると認識されていた文書、つまり議会の中心的な機能である会議運営関係（主に議事課）の文書、総務関係（主に庶務課）の文書であり、これらの文書が比較的良好に現存すること⁴⁹
- ③②のうち、会議運営関係の文書（「議事ニ関スル文書」、議事録、委員会会議録）は、議事課で作成され、毎議会閉会后、編纂課に移管されたこと
- ④編纂課の廃止後の文書保管業務は、文書の接受発送を所掌していた庶務課に引き継がれたこと
- ⑤「憲政資料」の主要な部分は、貴族院事務局時代から庶務課において集約・保管されており、それが参議院事務局に引き継がれていること
- ⑥「憲政資料」は、貴族院事務局から引き継がれた組織アーカイブズ⁵⁰であること

ウ 文書保存関係の規程のその後の改正状況

現状では関係資料が見当たらないが、現在の「憲政資料」の構成から推定すると、保存期間やその区分に関わる基本的なルールには大きな変更はなく、1890（明治23）年の文書保存規程のフレームは、貴族院時代を通じて概ね維持されていたとも考えられる⁵¹。

⁴⁹ 議事課と庶務課の事務の重要性は、先述した所掌事務の数、文書の発送接受の件数のほか、前掲注36『第1期帝国議会貴族院事務局諸課報告』の頁数からもうかがえる。同報告は全体で237頁であるが、このうち、議事課の記述が176頁（74.3%）、庶務課の記述が54頁（22.7%）と、両課だけで全体の約97%を占めている。

⁵⁰ アーカイブズには、大別して、①組織アーカイブズ（他の組織から引き継がれた資料、それを保管する機関）と、②収集アーカイブズ（他の組織や個人から収集した資料、それを保管する機関）との2種類がある。

⁵¹ 帝国図書館（国立国会図書館の前身）の文書管理について、長尾宗典「帝国図書館文書の検討」『近代史料研究』第20号（日本近代史研究会、2020年）47頁～48頁は、「帝国図書館の文書の分類体系が1885（明治18）年以降定まり、以後大きな変更なく国立国会図書館に統合された」旨の西村正守氏の指摘（「刻む百年の歩み」『参考書誌研究』（国立国会図書館、第12号、1976年））を引用する。また、「貴族院事務局史」でも、同事務局における「文書ノ発送及接受ニ関スル取扱手續ハ第1回議会以来時ニ或ハ変更ナキニシモ非スト雖（いえども）其ノ大体ニ至リテハ終始大差アルコト無シ」としていたことも想起されよう（前節ア参照）。

4. ISAD(G)を適用した「憲政資料」の目録作成の試み

前章までにおいて、①「憲政資料」の現状、②形成と喪失の過程、③貴族院及び貴族院事務局の概要、④草創期の貴族院事務局における文書管理等について、整理分析した。

これらの整理分析を前提とすると、貴族院事務局の組織と機能を基本としつつ、当時の文書保存規程による整理や区分を踏まえ、「憲政資料」の全体構造を表現する一つの取組として、その原秩序を尊重した目録の作成が可能であり、また、適切であると考えられることから、本章では、「憲政資料」の目録の作成を試みる。

そして、作成の方法は、国際文書館評議会（ICA:International Council on Archives）が、1994（平成6）年に公表し、資料の整理と記述に関わる標準として、研究と実践の中で広く活用されている「国際標準アーカイブズ記述（ISAD(G):General International Standard Archival Description）」^{52, 53}を用いることとする。

まず、目録作成作業の前提として、アーカイブズ⁵⁴の歴史と理論について整理しておく。

（1）アーカイブズの歴史と理論

ア アーカイブズの歴史

アーカイブズについては、我が国では定訳がないなど、生活から縁遠い印象を持たれがちだが、文字の利用の開始後、文字による記録をどう保存するかは、身近で切実な問題であった。最古のアーカイブズとされるのは、イラク南部ウルク等の遺跡で発見された約5～6千年前の粘土板（約5千枚）であり、例えば、産物につける荷札が遺されている⁵⁵。アーカイブズとの付き合いは意外に長く、かつ身近なのである。

現在に直接つながるアーカイブズの制度は西欧を起源とするが、制度が整い始めるのは16世紀から18世紀の絶対王政と啓蒙主義の時代以降である。そして、フランスで革命後の1794年に国立公文書館が設立され、①文書館組織が中央集権化されたこと、②一般市民に公開されたことが、近代的なアーカイブズシステムの嚆矢（こうし）とされる⁵⁶。

他方、我が国にも大量の古文書が残されているが、貴族院とのゆかりとの観点から例示すれば、旧公爵近衛家の陽明文庫（京都市）⁵⁷には、約千年前の国宝御堂関白記（藤原

⁵² ISAD(G)については、本章第2節及び下記の国立公文書館ホームページを参照されたい。

なお、ISAD(G)は、従来、「国際標準記録史料記述一般原則」と訳され、前稿でもこの語を使用した。本稿執筆中に国立公文書館がISAD(G)第2版の日本語訳を公表し、ISAD(G)を「国際標準アーカイブズ記述」と訳したことから、本稿でも表現を改めた。なお、第4章で作成する目録中の用語にも、この公文書館訳を用いることとする。〈[https://www.archives.go.jp/about/report/pdf/ISAD\(G\)2nd.pdf](https://www.archives.go.jp/about/report/pdf/ISAD(G)2nd.pdf)〉（2022.8.9最終閲覧）

⁵³ ISAD(G)を適用した目録として、例えば、東京大学文書館デジタル・アーカイブの目録が、同館ホームページで公開されている。〈<https://uta.u-tokyo.ac.jp/uta/s/da/page/home>〉（2022.7.14最終閲覧）

⁵⁴ 「アーカイブズ」については、定まった訳語がないのが現状であるが、①記録、②建物、③機関の三つの観点から理解するのが一般的であろう。例えば、下重直樹ほか編『アーキビストとしてはたらく』（山川出版社、2022年）3頁によれば、アーカイブズとは、①業務遂行の過程で個人又は組織により作成・收受されて蓄積され、並びにその持続的価値ゆえに保存された記録、②①を保存し、利用できるようにする建物、③①を選別、取得、保存、提供することに責任を持つ機関又はプログラムを指すとされる。

なお、同書や次注55『アーカイブズ』は、入門書として読みやすく、また、入手もしやすいと思われる。

⁵⁵ ブリュノ・ガラン（大沼太兵衛訳）『アーカイブズ』（白水社、2021年）10頁～11頁

⁵⁶ 前掲注54『アーキビストとしてはたらく』7頁～8頁

⁵⁷ 名和修「陽明文庫の沿革」田島公編『近衛家名宝からたどる宮廷文化史』（笠間書院、2016年）10頁～14頁

道長の自筆日記)等、10数万点もの古文書等が先人の努力により伝えられて来た。

近年、我が国のアーカイブズをめぐる状況は大きく変化しつつある。具体的には、例えば、2008(平成20)年以降の大学院レベルでのアーカイブズ学教育の取組⁵⁸、2011(平成23)年の公文書管理法の施行、2020(令和2)年度の国立公文書館によるアーキビスト認証制度⁵⁹の開始等が挙げられる。また、2028(令和10)年度末に千代田区永田町に移転予定の新国立公文書館では、展示や学習機能の強化が構想されており、社会科見学等での体験を通じて、中長期的には、大きな教育的・社会的な効果も期待できよう⁶⁰。

イ アーカイブズの理論

次に、前述したアーカイブズの歴史を踏まえ、アーカイブズの理論について、安藤正人『記録史料学と現代』⁶¹を手掛かりとして概観することとする。

(ア) アーカイブズ学における新しい流れ(構造的認識)

従来のアーカイブズ学は、アーカイブズ認識について、①「奥行」を深める方向(一つの資料から得られる様々な情報を奥深くまで徹底的に読み込む)と、②「間口」を広げる方向(およそこの世に存在するもので資料になり得ないものはない)を持っていた。

これに対し、第3の流れとして、資料の「群」としての存在形態を重視する、アーカイブズの構造的認識がある。アーカイブズを科学的に認識するには、以下の2点の作業が必要であるが、このうちの②が、アーカイブズの構造的認識である。

① 個々のアーカイブズ自体の属性を理解すること

(属性:文字や図像などの記録内容、素材、形状、記録手段、様式等)

② 個々のアーカイブズを資料群全体の中に位置付け、存在の意味を理解すること

(一定の規模を持つ組織体は機能が内部で分担されるため、アーカイブズは、その機能分担を反映した体系的秩序、有機的構造を備える)

(イ) アーカイブズ学における整理論

上記の構造的認識により、アーカイブズの整理・目録作成にも変化が生じている。

我が国においては、近世以降の古文書の整理が行われる中で、様々な分類法(内容、形態、年代、機能等)が提案されてきた。これに対し、そうした人為的な分類ではなく、

⁵⁸ 学習院大学大学院アーカイブズ学専攻を嚆矢とする。我が国でのアーカイブズ学の教育研究の実例として、同専攻のホームページを参照されたい。〈<https://www.arch-sci.gakushuin.ac.jp>〉(2022.7.14最終閲覧)

⁵⁹ 同制度は、公文書等の永続的な保存と利用を確かにする専門職の確立等を目的とし、関係者の期待も大きい。一方で、実務経験が必要な認証が採用の絶対条件となると、職歴のない新卒者が参入する余地がなくなる等、制度導入が意図せざる方向に作用する可能性を懸念する声もある(下重直樹「アーカイブズ認証を確かなものにするために」『アーカイブズ』第84号(2022年5月))。

認証制度の概要及び下重氏の論考は、国立公文書館ホームページで閲覧可能である(2022.7.14最終閲覧)。

・認証制度の概要 〈<https://www.archives.go.jp/ninsho/index.html>〉

・下重氏の論考 〈<https://www.archives.go.jp/publication/archives/no084/11863>〉

⁶⁰ 「新たな国立公文書館建設に関する基本計画」(2018(平成30年)年3月30日 内閣府特命担当大臣決定)3頁～4頁、「新たな国立公文書館及び憲政記念館に係る実施設計について」(内閣府、2021年)。両者については、内閣府ホームページを参照されたい。〈<https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/shinkan/shinkan.html>〉

⁶¹ 本節及び次節の記述は、その多くを安藤正人『記録史料学と現代』(吉川弘文館、1998年)8頁～11頁、20頁～34頁(本節)、174頁～194頁(次節)に負っている。なお、同書中の「記録史料」の語は、本稿では、現在一般的に用いられる「アーカイブズ」に置き換えている。また、同書では「資料」、「史料」の語を厳密に使い分けているが、本稿では、分かりやすさの観点から、「資料」に統一している。

アーカイブズが本来有している体系的・有機的な秩序構造を解明し、これを保全又は復原することこそ、本当の意味での整理であるとする主張がある。これがアーカイブズ学における整理論（構造的・機能的整理論）であり、そのポイントは、以下の3点である。

a 出所原則と原秩序尊重原則（資料整理の原則）

アーカイブズの整理には、欧米でのアーカイブズの研究と実践に裏付けられた、以下の二つの基本原則がある。

①出所原則（principle of provenance）

発生母体（出所）の異なる資料群を混合してはならない

②原秩序尊重原則（principle of respect for original order）

整理配列方式は、資料の現用時のもの（原秩序）を尊重しなければならない

b 物理的整理と分析的整理（目録作成の原則）

アーカイブズの整理には、「物理的整理」と「分析的整理」との二つの側面があり、両者が充足されたときに、初めて整理作業が完了する。

①物理的整理 清掃・補修、仕分け、ラベリング、箱等の収納、配架等の整理（アーカイブズの形態情報や原秩序情報を残すため、原形保存を重視）

②分析的整理 アーカイブズの内的構造を明らかにし、目録等の検索手段を整備

c 段階的整理と目録システム（作業プロセス）

分析的整理は以下のように段階的に行われ、同時に目録作成のプロセスともなる。

①分析的整理は、長期的な管理プログラムに沿い、段階的に行うことが望ましい

②具体的には、概要調査→内容調査→構造分析→多角的検索の4段階のプロセス

③この段階的整理は、②のプロセスにより、分析の深度を次第に高め、最終的にアーカイブズの内容構造解明にたどり着けばよい。そのため、実務的に採用しやすい

以上、アーカイブズの認識と整理に関する理論について、先行研究を手掛かりにして整理を行ったが、その中で、以下の2点についての気付きを得ることができた。

①現在の事務局による実態把握（劣化状況等）は、まさに物理的整理に当たること

②「憲政資料」の全体構造を把握するためには、物理的整理に加えて、内的構造を明らかにし、目録等の検索手段を整備する分析的整理が不可欠なこと

それでは、その分析的整理、つまり目録の作成は、どのように行うべきなのであろうか。

（2）国際標準アーカイブズ記述（ISAD(G)）

資料目録の作成手法の標準化は、情報検索手段としての利便性や迅速性の観点から、アメリカ、イギリス、カナダ等において、相互に影響を及ぼしながら歩みを進めてきた⁶²。

1994（平成6）年、国際文書館評議会（ICA）は、「国際標準アーカイブズ記述」（ISAD(G)：General International Standard Archival Description。以下、「ISAD(G)」という。）を

⁶² アーカイブズの目録のような専門的職務の場合は、権威ある中央機関が標準規則を定めるのではなく、専門家集団であるアーキビストが学問的な研究と討議に基づき合意する手順が不可欠である。ISAD(G)も、あくまで「一般原則」であって、「規則」ではない（前掲注61『記録史料学と現代』176頁、188頁）。

公表した。そのポイントとして、ここでは、以下の3点を挙げておく。

- ①アーカイブズについての四つの階層（フォンド、シリーズ、ファイル、アイテム）を提示（図表5参照）。サブ・フォンド、サブ・シリーズの追加も可能
- ②アーカイブズの階層構造を反映した、多層的な記述（図表6参照）
- ③目録を記述するための要素を26項目挙げ、これを六つのエリアに分けて提示
26項目の要素により、フォンドからアイテムまでのどの階層の記述も可能となる
ただし、目録を記述する際に、26項目全ての要素を用いる必要はない⁶³

【図表5】ISAD(G)における「アーカイブズについての四つの階層」

階層	内容
フォンド (Fonds)	・特定の個人、家、団体が活動する中で、有機的に作成され、蓄積され、使用された記録の総体。様式や媒体を問わない
シリーズ (Series)	・ファイリング・システムに従って編成された文書 ・同一の蓄積やファイリングの過程で生じたため、又は同一の活動から生じたために、一つの単位として管理される記録
ファイル (File)	・同じ主題、活動、業務の遂行に関連するため、現用段階で作成者によって、又はアーカイブズによる編成のプロセスでひとまとまりに構成された文書単位。通常レコード・シリーズ内の基本単位
アイテム (Item)	・それ以上は情報として分けられない最小単位（例：手紙、報告書）

（出所）前掲注52、ISAD(G)第2版の国立公文書館訳10頁～11頁より、筆者作成

【図表6】ISAD(G)における「多層的な記述」

原則	内容
全体から個へ	・アーカイブズのコンテキストと階層構造が理解しやすいよう、記述はフォンドから次第に下位の階層に降りていく
各階層に適した記述	・各階層の記述は、それぞれの階層に関する情報に限定
記述の相互関連の明記	・ある記述がどの階層の記述で、どの階層の記述につながるかを明示
情報の非重複	・上位の階層での記述を、下位の階層で繰り返さない

（出所）前掲注61『記録史料学と現代』189頁より、筆者作成

（3）ISAD(G)を適用した「憲政資料」の目録作成の試み

本節では、「憲政資料」に関するこれまでの整理分析を踏まえ、ISAD(G)を適用した目録の作成を試みる。まず、「憲政資料」の特徴と構造について、改めて整理しておく。

ア 「憲政資料」の特徴

- ①貴族院と貴族院事務局が、組織的に作成・取得した文書を中核とする組織アーカイブズであること（貴族院から参議院に引き継がれた資料であること）
- ②1925（大正14）年の議事堂火災により、それ以前の資料は大半を焼失したが、開

⁶³ その後、2000（平成12）年にISAD(G)第2版が公表された（日本語訳については、前掲注52を参照）。構成は初版と同様だが、例示や附録が充実し、分量は初版の3倍程度である。また、記述の要素にもかなりの変更がある（田窪直規「国際標準記録史料記述一般原則：ISAD(G)」『レコードマネジメント』第44号、1頁）。

院式等の勅語や庶務課の資料等、一部は現存していること

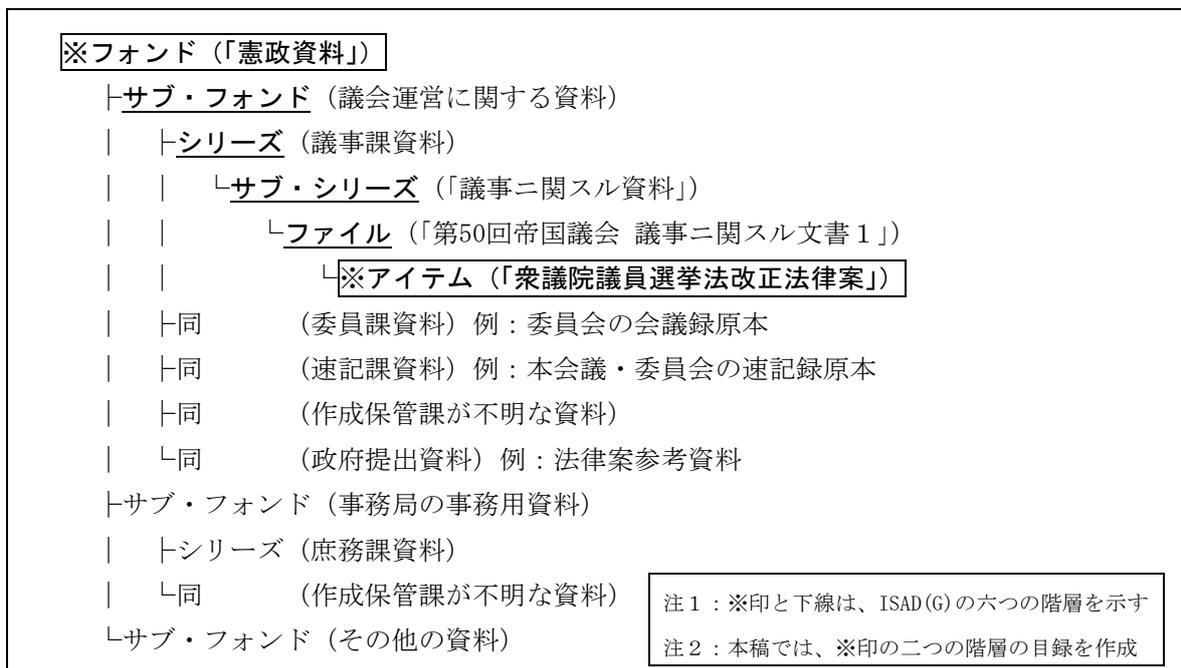
- ③資料はその機能から3種類に大別できること（議会運営に関する資料、事務局の事務用資料、その他の資料）
- ④作成保管課が判明している資料も相当数あり、作成段階における原秩序がある程度は維持されていると推測できること
- ⑤編纂課の文書保存規程（1891（明治24）年改定）で無期保存とされた第1類の資料は、議会の中心的機能である会議運営関係（主に議事課）の文書、総務関係（主に庶務課）の文書で、これらの文書が「憲政資料」として比較的良好に残されていること（有期保存の第2類、第3類の資料は、現存しない可能性が高いこと）
- ⑥編纂課の廃止後、その文書保管業務は庶務課に移管され、「憲政資料」の主要な部分は、貴族院事務局庶務課において集約・保管されていたこと
- ⑦貴族院時代を通じ、文書保存のルールに大きな変更はなかった可能性が高いこと

イ 「憲政資料」の構造（現段階でのモデル）

上記の整理を前提とすると、「憲政資料」の構造は、図表7のように考えられよう⁶⁴。

なお、上記③の観点から、サブ・フォンド（「議会運営に関する資料」等）を設定し、①・④の観点から、シリーズには、貴族院事務局の組織（課）を充てている。

【図表7】 ISAD(G)を適用した「憲政資料」の構造（現段階でのモデル）



（出所）筆者作成

⁶⁴ ただし、現段階での作業仮説であるため、作成する目録は、フォンド（「憲政資料」）と、アイテム（衆議院議員選挙法改正法律案）に限定している。また、記述の可能性と適切さの検証が目標であるため、以下の限界がある。①段階的整理（前々頁のc参照）のうち、概要調査から構造分析までのモデルやサンプルを示すにとどまる。②本格的な作業の際には、フォンド以下の構成が大きく変更になる可能性がある。③詳細な分析の上で記述すべきであるが、紙幅の都合により、筆者による実態把握等の詳細は割愛している。

ウ フォンドレベルの目録の例（「憲政資料」）

フォンドレベルの目録の例（「憲政資料」）は、以下のとおりである。

【図表 8】 フォンドレベルの目録の例（「憲政資料」）

記述の エリア	記述の要素 ⁶⁵	記 述
識別情報 (3.1)	レファレンスコード (3.1.1)	—
	タイトル(3.1.2)	「憲政資料」
	年月日(3.1.3)	1890年～1947年（貴族院の創設から廃止まで）
	記述レベル(3.1.4)	フォンド
	記述単位の数量と媒体(量、容積、大きさ) (3.1.5)	約9千点（書架延長約250m）
コンテク スト(3.2)	作成者名称(3.2.1)	貴族院及び貴族院事務局
	組織歴・履歴(3.2.2)	・貴族院創設当初は、貴族院事務局章程（1890年創定）により、編纂課が文書の保存を所掌した。なお、編纂課の廃止（1899年）後は、資料の主要部分は庶務課に集約・保管された。また、貴族院時代を通じて、保管のルールに大きな変更はなかった可能性が高いと推定する
	伝来(3.2.3)	・1925年の議事堂火災により、それ以前の資料は大半を焼失したが、勅語や庶務課の資料等一部は現存する ・本会議の議事録原本や貴族院調査会の資料は、戦時中に長野県に疎開したとされる。ただし、議事録原本は現存するが、調査会資料は一部しか現存しない ・1947年の日本国憲法の施行と同時に、貴族院事務局から参議院事務局が引き継いだ。経緯等は不明である。その後、管理体制が不明な時代が続き、その間に一部の資料が散逸した可能性もある ・1988年の「憲政資料等整理・保管連絡会議」の報告書（憲政資料整理等の概要）の取りまとめを契機に、参議院事務局としての組織的な保管の取組が開始された ・その後、目録の作成や資料の封筒への収納、庶務部文書課への資料の移管等が開始された（詳しい経緯は不明） ・2021年から、研究者による学術調査が開始された
	収集又は移管による 入手先(3.2.4)	貴族院事務局より引継ぎ（資料の主要部分は、貴族院庶務課から参議院事務局が引き継いだと推測）
内容・構造 (3.3)	範囲・内容(3.3.1)	・貴族院及び貴族院事務局が組織的に作成・取得した文書の中核とする資料群である ・作成保管課が判明している資料も相当数あり、作成段階における原秩序がある程度は維持されている ・編纂課の文書保存規程（1891年改定）で「無期保存」とされた第1類の資料は、議会の中心的な機能である会議運営関

⁶⁵ 記述のエリア・要素は、フォンドレベル（「憲政資料」）では、記述の有無に関わらず、全項目を掲載したが、アイテムレベル（衆議院議員選挙法改正法律案）では、紙幅の都合上、記述のあるものに限定した。

		<p>係（主に議事課）の文書、総務関係（主に庶務課）の文書であり、これらの文書が「憲政資料」として比較的良好に残されている。一方で、有期保存の第2類、第3類の資料は現存しない可能性が高い</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料の機能（サブ・フォンド）、貴族院事務局の組織（課）（シリーズ）による階層の設定は、以下のとおりである 「憲政資料」の階層構造（現段階でのモデル） <p>フォンド（「憲政資料」）</p> <ul style="list-style-type: none"> トサブ・フォンド（議会運営に関する資料） <ul style="list-style-type: none"> トシリーズ（議事課資料） ト同（委員課資料） ト同（速記課資料） ト同（作成保管課が不明な資料） ト同（政府提出資料） トサブ・フォンド（事務局の事務用資料） <ul style="list-style-type: none"> トシリーズ（庶務課資料） ト同（作成保管課が不明な資料） トサブ・フォンド（その他の資料） <p>・現在、調査を行っているが、未調査の資料も多い</p>
	評価、廃棄処分及びスケジュールの情報 (3.3.2)	—
	追加受入(3.3.3)	—
	編成(3.3.4)	現在整理中
公開・利用条件(3.4)	公開条件(3.4.1)	内規により、研究者等に限定して閲覧可能（事前の利用申請が必要。個人情報等を含む資料は閲覧制限あり）
	複製条件(3.4.2)	複写不可。申請により写真撮影は可能
	言語・スクリプト(3.4.3)	原則として日本語
	物的特徴・技術要件(3.4.4)	文書資料（紙媒体）、物品（「貴族院」の木製看板、現議事堂の上棟式で使用した鎚等）
	検索手段(3.4.5)	仮目録あり（ファイルレベル又はアイテムレベル）
関連資料(3.5)	オリジナル資料の存在及び所在(3.5.1)	原本を参議院事務局が管理
	複製の存在及び所在(3.5.2)	—
	関連記述単位(3.5.3)	—
	出版書誌情報(3.5.4)	<ul style="list-style-type: none"> 議会制度百年史（衆議院・参議院、1990年） 貴族院事務局史（貴族院事務局、1898年）
注記(3.6)	注記(3.6.1)	収蔵機関:参議院事務局(東京都千代田区永田町1-7-1)
記述管理(3.7)	アーキビストノート(3.7.1)	川人顕（参議院事務局）
	規則・慣例(3.7.2)	ISAD(G)第2版に準拠して記述
	記述年月日(3.7.3)	2022年7月14日

(出所) 筆者作成（記述のエリア・要素の用語は、国立公文書館の日本語訳（前掲注52）による）

エ アイテムレベルの目録の例（衆議院議員選挙法改正法律案）

アイテムレベルの目録の例（衆議院議員選挙法改正法律案）（いわゆる男子普通選挙法案）は、図表9のとおりであるが、まず、法律案の概要等について、簡単に整理する。

（ア）法律案の内容、成立の過程

衆議院議員選挙法改正法律案（いわゆる男子普通選挙法案）は、選挙資格から納税要件を撤廃することを内容とする。1925（大正14）年2月20日、いわゆる護憲3派（憲政会、立憲政友会、革新倶楽部）の加藤高明内閣が、第50回帝国議会に提出した。衆議院・貴族院がそれぞれ修正し、両院協議会を経て、3月29日に成立した。

（イ）資料（衆議院議員選挙法改正法律案）の構造

本資料は、議事課作成の「第50回帝国議会 議事ニ関スル文書1」に編綴され、①衆議院からの送付文と衆議院送付案（政府提出の法律案の冊子に衆議院での修正を赤字で記入）と、②①に添付された内閣からの提出文（法律名、総理・各大臣の記名と花押等）と政府原案の冊子等の法案関係の一連の資料が一体になっている。

（ウ）その他

第50回帝国議会閉会後の1925（大正14）年9月18日の議事堂火災により、第49回帝国議会以前の「議事ニ関スル文書」は焼失している。火災直前の第50回帝国議会の「議事ニ関スル文書」が焼失しなかった理由は不明であるが、我が国の議会制民主主義の面影となった、いわゆる男子普通選挙法案の議決原本が現存している。

【図表9】アイテムレベルの目録の例（衆議院議員選挙法改正法律案）

記述のエリア	記述の要素	記述
識別情報 (3.1)	タイトル(3.1.2)	衆議院議員選挙法改正法律案
	年月日(3.1.3)	1925年2月20日（法案提出日）～3月29日（成立日）
	記述レベル(3.1.4)	アイテム
	記述単位の数量と媒体(量、容積、大きさ)(3.1.5)	厚さ約0.5cm、紙媒体
コンテキスト(3.2)	作成者名称(3.2.1)	・衆議院（送付文、衆議院送付案） ・内閣（提出文、提出原案）等
	収集又は移管による入手先(3.2.4)	・衆議院が貴族院に送付 ・貴族院事務局より引継ぎ
内容・構造 (3.3)	範囲・内容(3.3.1)	・本法律案は、後議院の貴族院でも修正されたが、衆議院は貴族院の修正に同意せず、両院協議会で得られた成案を両院が可決し、成立した ・本資料は、法律案等、貴族院における審査対象議案の原本等を編綴する「第50回帝国議会 議事ニ関スル文書1」に編綴されている ・本資料は、①衆議院からの送付文と衆議院送付案（政府提出の法律案の冊子に衆議院の修正内容を赤字で記入）と②①に添付された内閣からの提出文（法律名、総理や各大臣の記名と花押等）と政府提出の法律案の冊子等の法案関係の資料

		が一体となっている
公開・利用条件(3.4)	公開条件(3.4.1)	内規により、研究者等に限定して閲覧可能(事前の利用申請が必要。個人情報等を含む資料は閲覧制限あり)
	複製条件(3.4.2)	複写不可。申請により写真撮影は可能
	言語・スクリプト(3.4.3)	日本語
関連資料(3.5)	オリジナル資料の存在及び所在(3.5.1)	原本を参議院事務局が管理
記述管理(3.7)	アーキビストノート(3.7.1)	川人顕(参議院事務局)
	規則・慣例(3.7.2)	ISAD(G)第2版に準拠して記述
	記述年月日(3.7.3)	2022年7月14日

(出所) 筆者作成(記述のエリア・要素の用語は、国立公文書館の日本語訳(前掲注52)による)

(4) 小括

本章においては、まず、安藤正人『記録史料学と現代』(前掲注61)に多くを負いながら、アーカイブズの理論のうち、アーカイブズの構造的認識と整理論(物理的整理と分析的整理等)の概要について整理を行い、その上で、資料構造の解明とその成果の表現の一助として、「憲政資料」の一部について、ISAD(G)を適用した目録の作成を試みた。

今回の試みは、現段階での試行に過ぎないが、資料の構造分析の観点から、「憲政資料」は、貴族院及び貴族院事務局の組織文書を中核とする資料群であることを検証できたと考える。また、「憲政資料」は、貴族院事務局から引き継いだ資料から成る組織アーカイブズであること、資料の分析的整理を進める上では、ISAD(G)を適用した目録の作成が可能、かつ適切であることも確認できたと考える。

おわりに

3年前の夏から始まった筆者の「憲政資料」をめぐる長い旅も、本稿により一つの区切りを迎えた。調査の開始当時はまさに手探りの連続であったが、研究者による学術調査⁶⁶により、「憲政資料」の学術的な価値等についても解明が進みつつある⁶⁷。

そして、「憲政資料」に関する先行研究や事務局内での資料がほとんど見当たらない中で、本稿により、「憲政資料」の現状、資料の来歴と喪失、草創期の貴族院事務局における文書管理の実態を明らかにし、そして、それらを踏まえた目録作成の試みにより、「憲政資料」の構造を一定程度まで解明することができた。これらの成果は、本稿の目的とする、「憲政資料」のアーカイブズ化の実現に向けた、ささやかな、しかし、重要な一歩であろう。

⁶⁶ 2021(令和3)年4月、参議院事務局所蔵「憲政資料」調査・研究会が発足した。現在、小林和幸青山学院大学文学部教授を代表に、今津敏晃亜細亜大学法学部准教授、小宮京青山学院大学文学部教授、内藤一成法政大学文学部准教授、奈良岡聰智京都大学公共政策大学院教授(50音順)の5名の研究者及び数名の大学院生等により、調査・研究が進められている。

⁶⁷ 前掲掲載号の刊行後、読者からご教示を受けた(例:①焼失したハンサード(英国の議会議事録の通称、前掲94頁参照)に関連し、国立国会図書館に1803年以降の「Weekly Hansard: House of Commons parliamentary debates」の所蔵があること(復刻版を含む)。②貴族院予算委員会における質疑の範囲の先例(本稿注21参照))。こうした形での帝国議会関係の情報の蓄積も、今後の「憲政資料」の調査には大変有益であろう。

そして、筆者個人も、非常に貴重な気付きを得ることができた。それは、①「憲政資料」の適切な管理には、アーカイブズの継続的な学びと理解が欠かせないこと、②事務局による実態把握（劣化度等の調査：物理的整理）と、アーカイブズの観点からの調査（資料群の構造調査：分析的整理）は、いわば車の両輪であり、並行して進める必要があることである。これらについては、今後にも前向きな宿題が課せられたと受け止めている。

前向きな宿題という点では、「憲政資料」の課題と将来像にも触れておきたい。

まずは、「憲政資料」の課題と対応である。

職員による「憲政資料」の実態把握等が進むにつれて、課題として、①資料自体の課題（例：劣化の進行）、②管理体制（例：火災対策）、③人材（例：専門人材の確保）、④資料公開（例：閲覧申請のあった資料が公開できるか否かの審査、研究者以外への公開）、⑤資料のデジタル化等が認識されつつある。一方で、これらの課題を一気に解決することは困難であり、長期的な視野に基づき、段階的に対応することが現実的である。また、その際には、アーカイブズについての専門的な知験を有する研究者等の協力が必須であろう。

次は、「憲政資料」の将来像である。

上記に挙げた資料のデジタル化は、課題であると同時に、将来への大きな可能性も秘めていると思われる。資料のデジタル化は、閲覧の円滑化、資料の劣化防止等に有効であるが、例えば、パソコン等から気軽に所蔵資料にアクセスできることから、議会政治やアーカイブズへの理解にも資するという、大きな効果も期待できよう。さらに、資料のデジタル化を前提として、中長期的には、議会に関する資料や記録を保存・公開する文書館等をネットワーク化することも視野に入ってくるのではなかろうか。もちろん予算等の制約はあるが、技術の進歩を利用者の利便性の向上等につなげる視点は重要であろう。

本稿を終えるに当たって、二つの点を指摘しておきたい。

一つは、貴族院の廃止と参議院の発足のような組織の新設改廃時において、文書を適切に移管し、保存することの重要性である。また、2023（令和5）年4月にこども家庭庁の設置が予定されるなど、組織の新設改廃時における文書の適切な移管・保存とは、遠い歴史的存在である貴族院のことだけでなく、極めて現代的な課題でもあることに留意したい。

もう一つは、公文書管理法の施行から既に10年以上が経過した中で、「憲政資料」の現状、研究者による調査が進捗しつつあること等を踏まえ、「憲政資料」をアーカイブズとして後世に伝えるためには、いま何をなすべきかを考えるとともに、何はともあれ、「まずは一步を踏み出す」ことが重要であることである。「人生の本舞台は常に将来にあり」とは、憲政の神様とも言われる尾崎行雄元衆議院議員の言葉であるが、「憲政資料」の将来は、まさに、現代を生きる我々にかかっていると見えよう。

本稿を契機として、参議院事務局所蔵の「憲政資料」の存在が広く社会に認知され、その歴史的な価値への再認識が進むこと、そして、今後、「憲政資料」の将来像が検討される際には、議論の共通の材料として、本稿が広く活用されることを強く期待したい。

（かわひと あきら）